資料 2 - 2 - 4 令和 3 年度 第 2 9 回風力部会

> 環境第1928号 令和3年9月30日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

佐賀県知事 山口 祥義

「(仮称) DREAM Wind佐賀唐津風力発電事業環境影響評価方法書」 に対する意見について(通知)

このことについて、環境影響評価法第10条第1項及び電気事業法第46条の7の規定に基づく意見は、下記のとおりです。

記

本事業は、大和エネルギー株式会社が、佐賀県唐津市七山地区に総出力32,000キロワットの風力発電所を設置するものである。

事業計画では、土砂流出の防止及び水源の涵養という森林の機能を確保するため、土地の形質の変更が制限される保安林の区域内に風力発電所の設置を予定している。

地球温暖化対策の観点から再生可能エネルギーの導入を進めていく必要があるものの、近年、豪雨による土砂災害や流木被害等が続いているなか、保安林の果たす役割はこれまで以上に増しており、立木を伐採し、土地の形状を変更し、工作物を新設することは、環境の保全上の支障が生ずるおそれが強く、慎重に考えるべきである。

なお、森林法に基づく保安林の指定解除に当たっては、土地の選定、実現性、機能の代替など様々な観点からの検証が必要となるが、本事業については、少なくとも主な指定解除要件の一つである開発に係る土地利用がその地域における公的な土地利用計画に位置付けられていないため、指定解除の要件に合致していない。

担 当 佐賀県県民環境部環境課

地球温暖化対策担当

電 話 0952-25-7079

FAX 0952-25-7783

E-mail kankyou@pref.saga.lg.jp